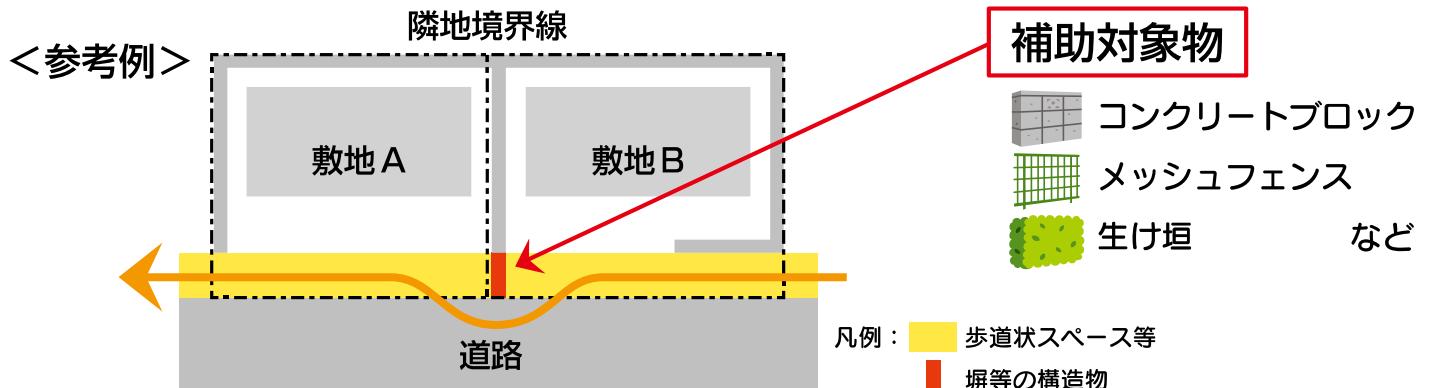


# 歩道状スペース内の塀等の撤去費用に対して補助します

指導要綱※に基づき整備された歩道状スペース等の所有者等が、隣接する歩道状スペース等と連続化させるための工事を行う場合において、工事に必要な経費の一部を補助することにより、地域住民の交通の安全および利便性の向上を図り、住みよいまちづくりを推進することを目的としています。補助金額は補助対象工事費の半額を補助します（限度額40万円）。

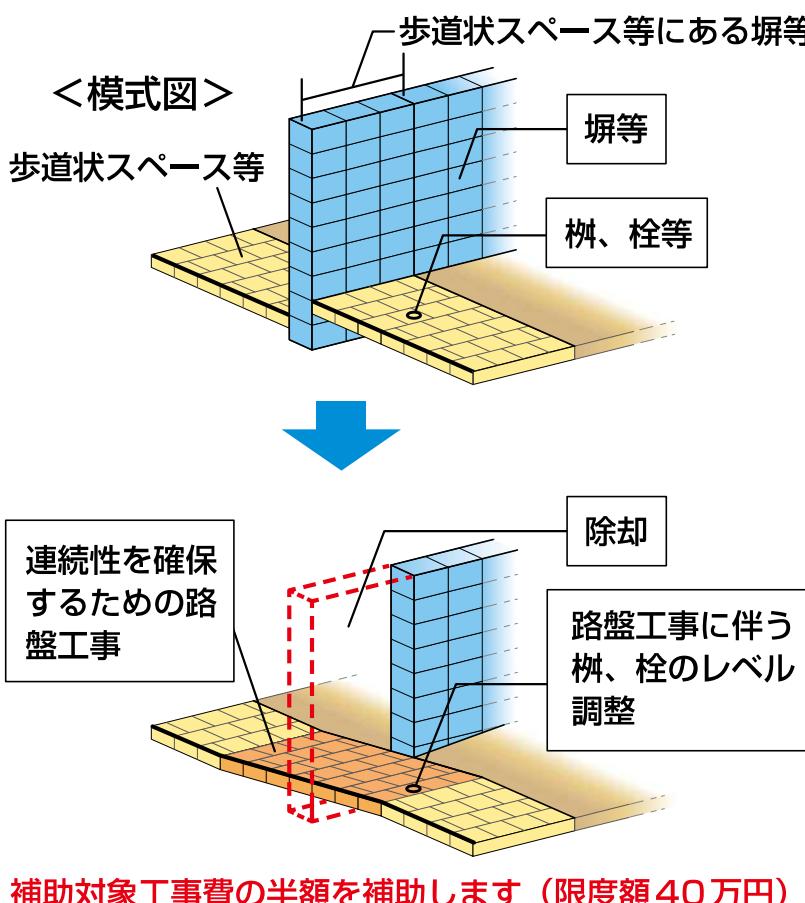
- ・品川区中高層集合住宅等の建設に関する開発環境指導要綱
- ・品川区中高層建築物等の建設に関する開発環境指導要綱
- ・品川区ワンルーム形式等集合建築物に関する指導要綱

## 補助対象物



※新たに事業を行う場合に、事業敷地内の塀等を撤去する工事は対象外です

## 補助内容



## ○補助対象工事

- ・品川区内の歩道状スペース等にある塀等の撤去
- ・歩道状スペース等の連続性を確保するための路盤工事、路盤工事に伴う柵、栓のレベル調整

## ○補助対象者

- ・塀等の所有者
- ・隣地の塀等の構造物の所有者の同意を得た隣地事業主等

※以下の場合は申請時に必要書類を添付すること  
【所有者が複数いる場合】

- ・所有者全員の合意が確認できる書類
- 【区分所有する建築物がある土地での工事の場合】
  - ・区分所有者の合意による代表者であることを証明する書類
  - ・工事の施工に関して合意または議決されたことを証明する書類

【申請者が土地の借地権者の場合】

- ・借地権を証明する書類
- ・土地所有者の同意書

# 歩道状スペース等の連續化支援事業補助金 交付までの手続きの流れ

## 1. 事前相談

※工事の契約締結と交付申請の前に事前相談が必要です。

- 事前相談（以下について確認を行います。）
  - 撤去対象物の所在地、案内図、所有者
  - 撤去対象物の概要
  - 工事内容
  - 工事業者、工事予定期間
  - 他の助成制度の利用の有無

## 2. 交付申請から工事まで

申請には所定の様式の書類が必要です。

様式は、区役所窓口、ホームページでも入手できます。

### 申請者が行うこと

#### 補助金の申請（以下の書類が必要です。）

- 申請書（第1号様式）
- 土地の公図の写し  
(3ヵ月以内に発行されたもの)
- 土地または建物の登記簿謄本  
(3ヵ月以内に発行されたもの)
- 所有者の同意書
- 塀等の構造物の写真
- 工事図面（A3サイズ）等  
※案内図、配置図、平面図、断面図等
- 工事見積書（全体）の写し
- 補助対象経費内訳書
- 補助対象数量計算書

申請

通知

### 区が行うこと

#### ● 補助金の交付可否の決定

- ・工事の内容をチェックし、補助金の額を決定し、通知します。

補助金の決定通知を受けた後で、計画内容を大きく変更する場合などには、所定の様式で、改めて届出を行います。

### 工事の実施

## 3. 完了の手続き

工事が終わったら速やかに、所定の様式で完了手続きを行ってください。

#### ● 完了の報告（実績報告書の提出）

- 実績報告書
- 請負契約書の写し
- 工事費用の領収書の写し
- 工事完了写真（正面、左右横など複数枚）  
※補助対象工事の状況がわかる施工中写真  
・完了写真
- 補助対象経費内訳書
- 補助対象数量計算書
- 竣工図（A3サイズ）等

提出

### 現場検査

通知

#### ● 補助金の額の確定

- ・実績報告書の内容を確認し、整備状況を検査します。
- ・交付する補助金の額を決定して通知します。

#### ● 補助金の請求（額の通知を受領したら以下の書類を提出してください）

- 交付請求書
- 口座振替依頼書

提出

支払

#### ● 補助金の交付 指定口座に振り込みます。